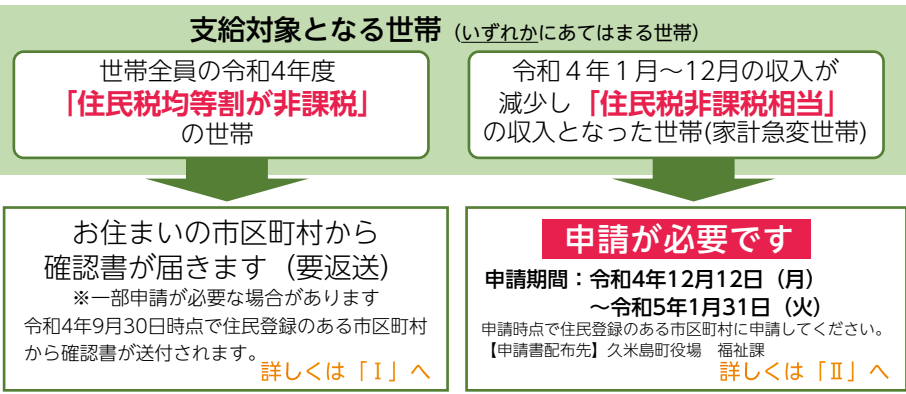


住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付 (5万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (1世帯あたり5万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■ 支給対象と申請の有無



■ 給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

■ 給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

■ 給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税 (均等割) が非課税の世帯
世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 中身を確認して、市区町村に**返信してください**。
【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接ご提出ください。



■ 給付金の支給手続き

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯 (家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍) が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 (東京都区部の場合) 単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接ご提出ください。
- !** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給 (詐欺罪) に問われる場合があります。

! **住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国 (の職員) などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話 (#9110) にご連絡ください。

お問い合わせ

<p>内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター</p> <p>☎ 0120-526-145</p> <p>受付時間 9:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3を除く)</p>	<p>久米島町役場 福祉課 「住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金」窓口</p> <p>☎ 098-985-7124</p> <p>受付時間 平日9:00～17:00</p>
---	---